売上高･利益率の減少している中小企業の皆様へ

県制度融資「セーフティ緊急融資」は３月で終了します。
お申込みはお早めに地元の商工会議所・商工会まで！！

３月まで

原則全業種
（信用保証対象外業種を除く）

→

・売上高が
前年又は前々年同期比３％以上減少
・利益率が前年同期比３％以上減少
等のいずれかに該当

→

セーフティ緊急融資
期　間：７年以内
金　利：年１．３％以内
保証料：年０．８％以内

４月から

経済産業大臣が指定する
４８業種

→

・売上高が前年同期比５％以上減少

→

経営安定資金
（大臣指定等貸付）
期　間：７年以内
金　利：年１．３％以内
保証料：年０．８％以内

→

・売上高減少が５％未満又は減少見込み
・利益率が減少又は減少見込み
のいずれかに該当

→

要件緩和型経営安定資金
（経営あんしん資金）
期　間：７年以内
金　利：年１．８％以内
保証料：年０．４５
～１．６４％以内

指定外の業種

→

・売上高又は利益率が減少
（減少見込みを含む）

→

（要件緩和型経営安定資金と同内容）